個人情報保護規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人麹町法人会（以下「この法人」という）が「個人情報保護に関する法律」及び「個人情報保護に関する法律施行令」に基づき、個人情報等（「個人情報の保護に関する法律」第２条第１項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）第２条第３項に規定する個人情報をいい、番号法第２条第８項に規定する特定個人情報を含む）の適正な取扱いに関して、この法人の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

（定　義）

第２条　この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

（１）個人情報

個人情報保護法第２条第１項に規定する生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）並びに個人識別符号が含まれるもの。

（２）要配慮個人情報

個人情報保護法第２条第３項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるもの。

（３）個人番号

番号法第７条第１項又は第２項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの。

（４）特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報

（５）特定個人情報等

特定個人情報及び関連情報を併せたもの

（６）個人番号関係事務

番号法第９条第３項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番

号を必要な限度で利用して行う事務

（7）個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるもの。

ィ.特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ.前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするため のものを有するもの

（8）個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

（9）本人

当該個人情報によって識別され、又は識別され得る生存する特定の個人。

（10）役職員等

この法人に所属するすべての理事、監事、委員、部会員、地区会員及び職員。

（11）個人情報管理責任者

この規程の運用に関する責任と権限を有する者

（適用範囲）

第３条　この規程は、この法人の業務に従事するすべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得、アクセスした個人情報等については、この規程に従うものとする。

２　委員、部会員、地区会員及びこの法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

３　前項の従事者を管理する者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報管理責任者）

第４条　この法人おいては、会長を個人情報管理責任者とする。

２　個人情報管理責任者は、この法人で取扱う個人情報等について、この規程に定める事項を実施・徹底するための措置を講じなければならない。

３　個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

（個人情報等の取得）

第５条　個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得してはならない。

２　個人情報等を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者（以下「本人等」という））に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

（１）この法人の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

（２）個人情報等の利用目的

（３）保有個人データに関する次に掲げる権利

ィ.当該データの利用目的の通知を求める権利

ロ.当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ハ.当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

二.当該データの利用の停止又は消去を求める権利

（利用目的等）

第６条　個人情報等を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、この法人の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的の範囲内でなければならない。

２　特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

３　前項に基づき利用目的を変更した場合は、変更された利用目的につき、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（個人情報等の適正管理）

第７条　個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理・運営しなければならない。

（役職員等の監督）

第８条　個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

（個人情報等の消去・廃棄）

第９条 利用する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報等を消去・破

棄しなければならない。

2　個人情報管理責任者は、個人情報等の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、保存しなければならない。

（第三者への提供の制限）

第10条　個人情報等は、法令で定める場合を除き、第三者に提供してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、この法人の事業を遂行するために業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次の条件を満たす業務委託先に対し、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報等を当該業務委託先に対して提供することができる。ただし、要配慮個人情報を除く。

（１）社会通念上適切な事業活動を営む者であること

（２）個人情報等の保護に関し、その適正な運用及び実施がされている者であること

（３）この法人の個人情報等の保護に関する定めに同意し、これを遵守することが見込まれる者であること

3　前項の業務を委託する場合、あらかじめ個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4　本条第２項の定めに従い、個人情報等を取扱う業務を第三者に委託した場合には、当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が確実に遵守されるよう適時確認・指導するものとする。

（通報及び調査義務等）

第11条　役職員等は、個人情報等が漏洩等していることを知った場合、又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2　個人情報管理責任者は、個人情報等の漏洩等について役職員等から通報を受けた 場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

（報告及び対策）

第12条　個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が漏洩等をしていることを確認した場合には、直ちに本人及び関係機関に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

（１）漏洩した個人情報等の範囲

（２）漏洩先

（３）漏洩した日時

（４）その他調査で判明した事実

２　前項の場合、個人情報管理責任者は、当該漏洩等についての具体的対応及び対策を講じるともに、再発防止策を策定しなければならない。

（開示請求等）

第 13 条　本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な 期間内にこれに応じるものとする。

２　前項の開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。

（個人情報等の利用又は提供の拒否権）

第 14 条　この法人が保有している個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１）法令の規定による場合

（２）本人又は公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

（苦情の処理）

第 15 条　この法人の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局長が担当する。

２　個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行なう。

（改　廃）

第 16 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（その他）

第 17 条　この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附　則

この規程は、令和５年９月１９日から施行する。